## 会 議 記 録 (1)

会議名称	第2回北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定委員会
開会及び 閉会日時	令和2年10月12日(月) 午前10時から午前12時まで
開催場所	北本市役所 会議室3A・3B
議長氏名	委員長 遅塚昭彦
出 委員(者) 氏 名	選塚昭彦 鈴木洋行 赤沼幹江 真田牧人 関口暁雄 坂本輝之 増田絵美 金綱弘 江口誠
欠 席 委員(者) 氏 名	曽根康乃
説明者の 職 氏 名	障がい福祉課長 吉田 障がい福祉課主査 福田
事務局職 員職氏名	障がい福祉課長 吉田 障がい福祉課主査 福田 障がい福祉課主査 河田
会 3 議 <sup>1</sup> (1) 言 液 アイウエ	小さつ 事 計画の策定について 障がい者(児)の状況 成果目標の設定 障がい福祉サービスなどの見込み量 地域生活支援事業の見込み量

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	1 開会 配布資料について確認
	2 あいさつ
	3 議事以降、議事進行
遅塚委員長	会議の公開について。(公開承認) 議事の「(1)計画の素案について」「ア 障がい者(児)の状況」について事務局より説明願います。
	(1) 計画の素案について
事務局	ア 障がい者(児)の状況 について説明。
金綱委員	計画素案 7 ページにあるように、年齢内訳を18歳以上、18歳未満と分けているが、数年後には18歳以上が多くなると思われる。増えることに対して、今後どう対応していくのか。
遅塚委員長	18歳以上になったとき、福祉サービスの量などが、今後どうなるかということか。
金綱委員	そうである。
	特別支援学校の卒業生が毎年一定数いるため、今後18歳以上が増加することが見込まれる。地域の受け皿として通所施設の不足が心配されていたが、北本市では生活介護と就労継続支援B型事業所を運営している。加えて民間の施設も開所している。 利用実態を考えると、登録定員を超えての受け入れも可能である。 市内に障がいサービスの事業所が増えてきたこと、現在の利用者が利用中止することもあり、すぐに定員が埋まることは想定されていない。その一方で、18歳以上が増えるということは、対象者の親の高齢化(いわゆる8050問題)にもつながり、成果目標でも扱うが、年齢を重ねた障がいのある方をどう支えるかが課題となる。その対策として、国が進める地域生活支援拠点を鴻巣市と共同で設置した。今後も拡充していく予定である。
遅塚委員長	当面は、足りそうであるとの事か。
事務局	そうである。
	10ページにある特別支援学校について、北本市外に通う事だと思うが、 児童が通う方法は親が車で送迎するのか。学校に通うのは大変ではない か。また、11ページの特別支援学級の紹介があるが、あえて市外に通って いる理由は何か。市外に通う特別な事情があるのかを知りたい。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	特別支援学校等か、特別支援学級のいずれに通うかは、就学前の健康診断を踏まえて教育委員会と親とで決定しているため、市内で通えないから、市外に通っている訳ではない。最近は、特別支援学校の人員が手厚いので、特別支援学校に行く。かつては、特別支援学級を希望しても特別支援学校に行くケースもあったが、今はそういうことが無くなってきている。親御さんが特別支援学級を希望すれば、それが叶うようになっている。親御さんのニーズに合わせている。送迎に関しては、事務局に説明してもらいたい。
事務局	特別支援学校が送迎することになっており、バスで送迎している。中に はバスを利用できない人もいると聞く。その人は、親御さんが送迎してい ると思う。
遅塚委員長	お子様の身体の状態で、送り迎えできないのか。
事務局	そうである。
遅塚委員長	特別支援学校の概要について、説明してもらいたい。
事務局	各学校の主な対象者は、 騎西特別支援学校:知的障がいの人が対象。 川島ひばりが丘特別支援学校:身体障がいの人が対象。 特別支援学校塙保己一学園:視覚障がいの人が対象。 子どもの心のケアハウス嵐山学園:情緒障がいの人が対象。 さいたま桜高等学校:知的障がいの人が対象。 羽生ふじ高等学校:知的障がいの人が対象。
赤沼委員	11ページの特別支援学級に通っているお子さんは、発達障がい、個性と言えば個性だがADHDが多いと聞いている。また手帳を持っていないことが多いと聞いている。 手帳を持っていないと6ページ以降の表に該当しないと思われる。中学までは特別支援学級があるが、その後の進路はどこが多いのか。また子どもが手帳を持っておらず、親が障がいの証明をできず困っていると聞くことがある。
遅塚委員長	特別支援学級に通っているお子さん(発達障がい)で、手帳を持っていない人もたくさんいるのではないかという事と、発達障がいのお子さんは6ページ以降にある表からは漏れてしまうのではないかということか。また、中学校卒業後の進路はどうなるのかということか。
赤沼委員	そうである。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	発達障がいのあるお子さんで、手帳をお持ちでない人も多い。手帳に関して、発達障がいは「精神障がい」の1つとして位置付けられている。障害福祉サービスに関して、主治医からADHDなどの診断が下れば、障がい児のサービス利用対象となり、放課後等デイサービスも利用できる。高等学校について、ADHD等が軽度であれば一般の高校に進学する人もいる。また特別支援学校を選択する人もいる。一般的に重度でなければ、高等学校卒業後は就労支援センター等を活用し、就労に繋がっている人もいる。 手帳を取得するか否かはご本人とご家族の意向によるが、手帳を持っていなくても、どこにも引っかからないという事が無いようにしている。
坂本委員	10ページと11ページに関して、ろう学校が埼玉県内には2か所ある。この表を見ると、ろう学校に通っている児童が北本市にはいないということか。0~6歳までに聞こえない人はいるか。聞こえない人は、特別支援学級の中にいるか。
遅塚委員長	埼玉県内のろう学校は坂戸と大宮にある。この表にはその学校がないので、通っている人はいないと考えられる。
坂本委員	埼玉県内のろう学校に通っている人はいないことが分かったが、0~6 歳までの聞こえない人はいるか。
事務局	0~6歳までで、まったく聞こえない人については、後日調査の上報告 する。
坂本委員	聞こえない場合、市役所へ申請するので把握していると思って聞いた。
事務局	基本的に1歳を過ぎてから検査を受けて、聴覚に障がいがあるか調べる。データは市にあるので、調査をすれば人数の把握はできる。補聴器を使っている人は知っているが、全く聞こえない人の実数について、この場では答えられない。
遅塚委員長	障がい福祉課が担当でいいか。
事務局	基本的に障がい福祉課である。
坂本委員	特別支援学級に通っている人に、聞こえない子はいるか。
事務局	今すぐ実数を回答出来ない。難聴児がいるのは知っている。まったく聞 こえない方はいないと思う。
遅塚委員長	難聴児がいるという事は分かっているが、この場で正確な人数は回答出来ないので、後日連絡ということだが、それで良いか。
坂本委員	分かった。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
遅塚委員	私も知りたいのが、精神障がいは手帳で整理しているが、精神障がいは 手帳所持者が多くない。自立支援医療の精神通院医療を使っているが、手 帳を持っていない人の人数を把握しているか。
事務局	精神通院医療を使っている人は把握しており、精神手帳と重なる人もいるが、平成31年4月1日現在で935人である。令和2年5月末で973人である。
遅塚委員長	障害計画において、精神手帳だけでなく、精神通院医療の数値を用いて いる市町村もある。
事務局	記載については、今後考えたい。
事務局	イ 成果目標の設定 について説明。
	15ページの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて、精神障がい者がどのようなサービスを受けながら地域で生活するのが良いかということについて、基幹相談支援センターを中心に保健所と運営会議を開き、考え方の整理や精神障がい者の支援をする協議の場を作る動きがある。数値目標に直接関係はないが、その旨を記載してもらえないか。17、18ページでは、一般就労を1.27倍にするという国の考え方について、どう考えるか。就労移行した北本市の過去の人数を踏まえて設定すべきでないか。地域によっては、就労のしやすさも異なる。20ページの「圏域」とはどこのことを指すのか。
遅塚委員長	17~18ページに、国基本指針は1.27倍や1.3倍とあるが、現実的な数値 にしてはどうか。また圏域はどこかという質問があった。
	1つ目の協議の場については、現行の第5期計画の目標として、保健福祉医療関係者の協議の場を設置するというものである。鴻巣市と共同で設置している自立支援協議会の下部組織に、令和2年度末を目途に設置しようと調整している。そのため第6期計画の記載内容では無いと考える。 圏域は障害保健福祉圏域で、上尾市から鴻巣市までの県央障害保健福祉圏域のこと。 一般就労の移行に関して、過去の移行実績はこの場で実数を伝えられないが、およそ10人前後である。国の目標1.27倍は、そこまで非現実的ではない。しかし、未達成割合を加えると、達成は難しくなる。
真田委員	21人というのはハードルが高くないか。
事務局	この目標は第6期計画の3年間の累積ではなく、1年間の人数である。 正直言えば、未達成割合を加えた21人は、目標値として相当厳しいと思 う。出来れば12人か、次回策定委員会で示す数値としたい。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
真田委員	元年度の就労移行の実績値9人は、第5期の目標値18人の半分ということか。
事務局	そうである。
真田委員	次の目標である利用者数だが、移行支援が12人、就労継続支援A型が12人、就労継続支援B型が12人の合計36人に対し、今年度の利用実績と乖離していないか。
	私どもも国の指針の計算式に違和感を抱いている。就労以降・A型・B型の利用者の見込みは12人になるが、それらのサービスを利用している人は、実際にもっといる。
遅塚委員長	目標にあり得ない数値を入れても意味がない。現実的な数値を入れるべき。国の計算式はさておき、現実と乖離しないように見直した方が良いのではないか。
事務局	国のQ&Aには、基本指針に定める目標値を下回る値を設定することについて、地域の実情に応じて計画を作成して良いことになっている。現実的な数値を検討する。
遅塚委員長	成果目標の数値について、「1」と記載してあったり、「1箇所」と記載してあったり、ばらつきがある。そのため表記の仕方について見直ししてもらいたい。
事務局	ウ 障がい福祉サービスなどの見込み量 についての説明。
金綱委員	25ページについて居宅介護の利用意向があり、ホームヘルパーをイメージしているが、ホームヘルパーの人数確保等の体制整備はできているか。
事務局	計画作成担当者が利用について調整しているが、今のところ利用出来ていないとの話は聞いていない。月単位で利用の調整をしている。
	すでにサービスが開始し、契約している人については調整しているが、 新しくサービスを利用する人について難しいのではないか。また、精神障 がい者を受け入れる事業所は少ないと聞いたことがある。
事務局	ヘルパー事業所で介護保険サービスは対象とするが、障がいサービスは 対象としない事業所もある。福祉の人材確保は大きな問題である。
遅塚委員長	人材確保の確保に関する方策は、障害福祉計画ではなく、障害者計画の 範疇か。
事務局	事業所の確保は本計画の範疇である。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	エ 地域生活支援事業の見込み量 についての説明。
金綱委員	見込み量の話があったが、色々なサービスは無料ではない。それに対し て、助成はあるか。
	54ページにある地域生活支援事業の必須事業の中で、①②③⑥⑧⑩は無料である。④の成年後見制度は所得に応じる。低所得者は無料である。⑦と⑨、任意事業の③は1割負担であるが、これも基本的に所得に応じて負担するもので、多くの方の負担はない。任意事業の①訪問入浴も負担額は所得に応じている。本人の所得と配偶者の所得に応じている。
遅塚委員長	総合支援法の障害福祉サービスの考え方と揃えているのか。
事務局	基本的に揃えている。
遅塚委員	負担があるのは、必須事業の⑦⑨、任意事業の①③である。助成があるのかという質問については、所得に応じてという答えである。
関口委員	成年後見制度利用促進事業については利用が少ない。8050問題を踏ま え、これからのニーズを考えても利用が少ないと考える。
事務局	成年後見のニーズは高まっていると考えるが、ここで見込んでいる成年 後見制度利用促進事業は、家族に申し立てる人がいない等の理由から、市 長による申し立てとその費用を助成する制度の利用者でるため、このよう な見込みとなっている。
遅塚委員長	市長申し立てに限るから成年後見制度の利用が進まないという声はない か。
事務局	今の所、聞いていない。
坂本委員	障がいサービスも色々あるが、各年度で目標数値にいかない場合はどうするか。市から利用を勧めるのか。
事務局	見込量については、どれくらいの人が利用するのかを見込み、サービスを提供出来るように準備するもの。そのため、見込量に達しないので市が 努力して見込量まで利用を促すというものではない。
遅塚委員長	本人・ご家族の希望によりサービスは提供されるもの。目標に届かない からと、市が利用を強いるものでは無い。
坂本委員	自分に合うサービスが分からない場合、市は相談に乗ってくれるのか。
事務局	坂本委員の発言の通り、より適切なサービスの利用について提案したい。市も障がい福祉のしおりを作り、情報提供に努めている。

## 会 議 記 録 (8)

発 言	者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
真田委員		各見込量の表にある西暦と和暦がずれている。
事務局		修正する。
事務局		<ul><li>4 その他</li><li>次回、第3回策定委員会は11月27日(金)午前10時予定。</li><li>前回同様、会議中に確認出来なかった点や後日気になった点については問合せ方法を文書で通知するため、活用して欲しい。</li><li>5 閉会</li></ul>
鈴木副委	員長	これにて閉会する。